



(損保版)

第1～4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区靱本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2420円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2025

78th
Anniversary
since 1947

創業昭和22年

保険・共済業界と
共に歩んで78年

東京代協(廣瀬城児会長)は3月6日、東京・千代田区の損保会館でセミナーを開き、早稲田大学大学院教授の大塚英明氏が「代理店の業務品質とは」有識者会議などを手がかりに「をテーマに講演した。同氏は、大半の中小規模の代理店には特定大規模業合募集人に求められる会社法的な体制整備は必要ないが、今後体制整備を講じる必要が出てきたときは会社法と保険業法のどちらが指すものかを考えるようにすること、代理店業務は二層、有用なものになるだろうとの考えを示した。

BM社は会社法での不備 業法300条に当てはまらず

企業に体制整備を求める法律は会社法と保険業法があるとした大塚教授は、会社法での体制整備は取締役の責任を追及するためのもので、保険業法では保険契約者・消費者保護を目的として、保険募集面での体制整備を求めるものと説明。これら両法の違いをふまえたうえで、ビッグモーター(BM)問題で同社が関東財務局から保険代理店登録を取り消された理由について考察した。

BM社の代理店登録を取り消した理由について関東財務局は「会社法において、取締役会設置会社

求められる体制整備が 会社法か保険業法かの考察を 「代理店の業務品質とは」テーマにセミナー開催

東京代協



大塚氏

況を3か月に1回以上、取締役会に報告することが規定されているにもかかわらず

は、経営計画書において、苦情対応についてスピード感をもって苦情対応することや、どんな小さな苦情でも社長に報告する

ことを規定しているにもかかわらず、苦情管理担当役員や統括部署の設置、管理規程等の策定等の体制整備を怠っている。このため、受け付けた苦情の全貌が把握できないうえ、苦情管理や対応の状況を確認することができない実態にある」といった点を指摘しているが、これらのいずれにも「保険」が触れられていないことに大塚教授は着目した。

この点をふまえて同教授は「BM事件での一番の問題は同社による保険金不正請求だが、この行為自体は保険業法300条での禁止行為に当てはまらない」と指摘。保険業法が求める保険契約者・消費者保護が害されるのは保険契約時だという前提のもとで保険業法300条は定められているため、同法ではBM事件に対応できなかったとした。そのためBM社に対して当局が課した行政処分は、保険募集の体制整備とは無関係な会社法での経営管理態勢(ガバナンス)の不備を指摘するしかない苦肉の策によるものだったと内情をふれた。ここまでの考察のなか

シンニチ保険Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用バックナンバー
閲覧パスワード
Guzel
2025年6月2日 AMまで
※偶数月の第一月曜日正午ごとに変更

險業法のどちらが指すものなのかを考えるようにすることで、代理店業務が一層、有用なものになるだろう」とまとめた。